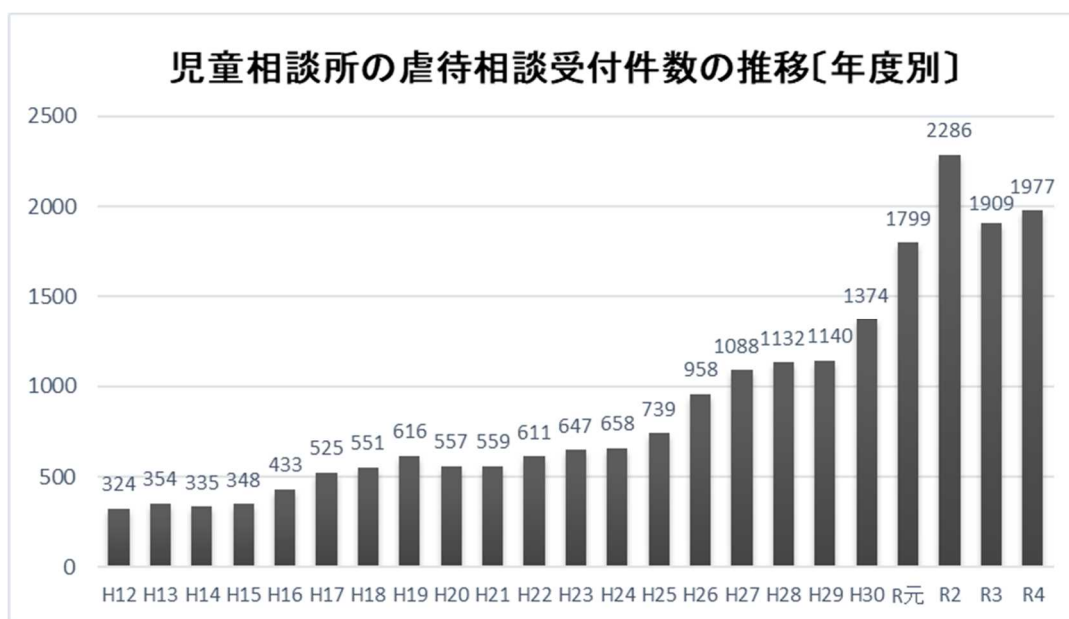


令和4年度 児童虐待相談の状況について

令和4年度において、群馬県内3カ所の児童相談所(中央・西部・東部)に寄せられた、児童相談・虐待相談は次のとおりです。

	R4	R3	対前年比
児童相談所の全相談件数	12,047件	12,063件	99.9%
うち虐待相談	1,977件	1,909件	103.6%



<令和4年度虐待相談受付件数の状況>

- ・令和3年度と比較して68件の増加(+3.6%)。
- ・令和3年度は13年ぶりに減少となったが、令和4年度は再び増加し、過去2番目の受付件数となった。

■ 虐待相談の内訳（推移）

<種 別：心理的虐待が最多で全体の 58.1%>

	心理的	身体的	ネグレクト	性的	計
R 4	1,149	447	361	20	1,977
R 3	1,192	414	273	30	1,909
R 2	1,382	539	330	35	2,286

◇身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせる等

◇心理的虐待

言葉による脅し、子どもの前での配偶者等に対する暴力や暴言等

◇ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする等

◇性的虐待 性的行為の強要等

<主な虐待者：実母が最多で全体の 45.9%>

	実母	実父	実父以外父	実母以外母	その他	計
R 4	907	834	128	19	89	1,977
R 3	850	795	158	12	94	1,909
R 2	1,058	889	216	21	102	2,286

<年齢別：小学生が最多で全体の 35.3%>

	小学生	3歳～未就学	0～2歳	中学生	高校生・他	計
R 4	698	500	391	276	112	1,977
R 3	633	506	392	265	113	1,909
R 2	801	594	474	277	140	2,286

<経路別：警察等が最多で全体の 37.7%>

	警察等	近隣知人	学校等	市町村	家族	医療機関等	児童福祉施設等	児童本人	その他	計
R 4	746	291	229	203	96	56	23	41	292	1,977
R 3	646	390	249	147	102	50	27	32	266	1,909
R 2	809	453	278	199	143	63	28	24	289	2,286

■ 群馬県の取組（令和5年度）

○児童虐待防止条例（R3.4.1施行）の推進

- ・様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、群馬県一体となった児童虐待防止の取組強化を図る。

<本条例の特色（独自規定）、主な取組>

- ① 親権等の濫用禁止 保護者支援プログラムの普及促進（ほめトレ、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ）
- ② 早期対応 子どもの安全確認を原則24時間以内に実施（国指針は48時間以内）
- ③ 社会の変化への対応 各児相のシステム改修、SNS活用、国のAI活用モデル事業に参画
- ④ 子どもの死因究明 CDR（Child Death Review）モデル事業を実施（R2から継続）

○児童相談所の体制強化

- ・北部児童相談所を設立：支所から本所化し施設里親支援係を設置（児童福祉司1人増員）
- ・児童心理司の増員：中央児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所に1人ずつ計3人増員